

専利代理機構信用評価指標体系及び評価規則

	一級		二級		三級		データ元	点数	採点規則
	指標番号	指標名	指標番号	指標名	指標番号	指標名			
基礎点 (100点)	01	基礎点	0101				専利代理管理システムによる自動生成	100	初回評価の基礎点は100点とする。
追加点項目 (10点)	02	社会貢献 (7点)	0202	専利代理業界の模範ボランティアサービス状況	020101	省、部級以上の政府部門からの表彰、奨励の獲得状況	専利代理管理システム	+3	1. 専利代理機構が省、部級の政府部門から表彰、奨励を獲得し、所在地の省局に証書を提出し、審査に合格した場合には、1件につき1点加点する。国家級の表彰、奨励を獲得し、所在地の省局に証書を提出し、審査に合格した場合には、1件につき2点加点する。 2. 専利代理機構内の専利代理師が省、部級の政府部門から表彰、奨励を獲得し、所在地の省局に証書を提出し、審査に合格した場合には、一人当たり機構に0.5点加点する。国家級の表彰、奨励を獲得し、所在地の省局に証書を提出し、審査に合格した場合には、一人当たり機構に1点を加点する。 3. 以上の2項目合わせて最高で3点加点する。
					020201	専利代理機構が法人ボランティアである	専利代理管理システム	+1	専利代理機構が全国的な業界協会が招聘した模範ボランティアである場合には、計1点とし、ボランティアでない場合には加算しない。
					020202	代理機構内の開業専利代理師のうちボランティアである人数(名)	専利代理管理システム	+1	専利代理機構内の専利代理師が全国的な業界協会が招聘した模範ボランティアである場合には、一人当たり0.2点加点し、累計で最高1点とする。
					020203	模範ボランティアの職責履行状況	専利代理管理システム	+3	専利代理機構が模範ボランティアの義務を履行し、業界の法規違反行為に関する手掛りを提供し、事実であることが確認された場合には、1件につき1点加点し、最高3点とする。
			0203	業界の不法行為に関する手掛りの提供状況	020301	機構の業界の不法行為に関する手掛りの提供状況	専利代理管理システム	+2	機構の名義により業界の不法行為に関する手掛りを提供し、事実であることが確認された場合には、1件につき0.5点加点し、累計で最高2点とする。

03	規範的でない経営行為(減点項目)	0301	行政指導を受け、整理・改善を要求される	030101	国家知識産権局から行政指導を受け、整理・改善を要求される	専利代理管理システム	-15	国家知識産権局から正式な行政指導を受け、整理・改善を要求され、かつ関連行為による減点が行われていない場合には、その項目について一度に15点減点する。
			030102	地方の人民政府の専利業務を管理する部門から行政指導を受け、整理・改善を要求される	専利代理管理システム	-10	地方の人民政府の専利業務を管理する部門から正式な行政指導を受け、整理・改善を要求され、かつ関連行為による減点が行われていない場合には、その項目について一度に10点減点する。	
		0302	告知承諾制による審査承認を適用する機構の規範的でない行為	030201	被許諾者の承諾が事実でない、又は虚偽の承諾であることが発覚した	専利代理管理システム	-20	日常の監督管理において告知承諾制による審査承認を適用する被許諾者の承諾が事実でない、又は虚偽の承諾であることが発覚したが、まだ処罰を受けていない場合には、一度に20点減点し、累計とする。
		0303	その他の規範的でない経営行為が存在する	030301	開業専利代理師の一人当たり平均代理業務量が正常水準を遥かに上回る	専利代理管理システム	-15	機構内の開業専利代理師の一人当たり平均代理業務量が継続的に明らかに正常水準を超えているが、正当な理由を説明できない場合には、一度に15点減点する。
				030302	正常でない専利出願の代理	専利代理管理システム	-40	1. 正常でない専利出願の代理であると認定されたが、まだ処罰を受けていない場合には、1件につき0.5点減点し、最高で20点減点する。 2. 国家知識産権局が通告した正常でない専利出願の代理を行い、代理業務量が比較的多い、繰返し代理を行う等の重大な情状が存在し、整理・改善が不十分であるが、まだ処罰を受けていない場合には、10点減点する。 3. 海外の正常でない専利出願の代理を行った事実が確認された場合には、1件につき1点減点し、最高で20点減点する。国際的に重大なマイナスの影響をもたらし、かつ取下げを拒絶した場合には、最高で40点減点する。 以上の3項目合わせて最高で40点減点する。
				030303	虚偽の資料を提出し、又は重要な事実を隠蔽して行政確認を申請する	専利代理管理システム	-20	専利代理事務過程において虚偽の資料を提出し、又は重要な事実を隠蔽したと認定された場合には、一度に20点減点する。
				030304	専利、商標代理業界法規違反行為ブラックリストに掲載される	専利代理管理システム	-40	機構が国家知識産権局の「専利、商標代理業界法規違反行為協働ガバナンス弁法」に従いブラックリストに掲載された場合には、一度に40点減点する。

マイナス情報 (減点項目)	04	経営の異常な状況 (減点項目)	0401	専利代理機構 経営異常名簿に 掲載される	030305	機構にその他の規範的で ない経営行為があり、重 大なマイナスの影響をも たらした	専利代理管理システム	-40	機構にその他の規範的でない経営行為があり、国際、国内的に 重大なマイナスの影響をもたらした場合には、一度に40点減点 する。
					040101	規定の期限までに年度報 告を提出しない	専利代理管理システム	-20/ -10	規定の期限までに年度報告を提出しなかったことにより専利代 理機構経営異常名簿に掲載された場合には、20点減点し、1か 月以内に年度報告を提出し、経営異常名簿から削除された場合 には、10点減点に変更する。
					040102	専利代理機構開業許可証 を取得し、又は年度報告 を提出する時に虚偽の情 報を提供する	専利代理管理システム	-20	専利代理機構開業許可証を取得し、又は年度報告を提出する時 に虚偽の情報を提供したことにより専利代理機構経営異常名簿 に掲載された場合には、20点減点する。
					040103	名称、執務場所、執行事 務パートナー又は法定代 表者、パートナー又は株 主を無断で変更する	専利代理管理システム	-20	名称、執務場所、執行事務パートナー又は法定代表者、パート ナー又は株主を無断で変更したことにより専利代理機構経営異 常名簿に掲載された場合には、20点減点する。
					040104	支部機構の設立、変更、 抹消について規定に従い 届出手続きを行わない	専利代理管理システム	-20	支部機構の設立、変更、抹消について規定に従い届出手続きを 行わなかったことにより専利代理機構経営異常名簿に掲載され た場合には、20点減点する。
					040105	開業許可条件に適合しな くなり、省、自治区、直 轄市の人民政府の専利業 務を管理する部門から整 理・改善命令を受けた が、期限を過ぎても依然 として条件に適合しない	専利代理管理システム	-20	開業許可条件に適合しなくなり、省、自治区、直轄市の人民政 府の専利業務を管理する部門から整理・改善命令を受けたが、 期限を過ぎても依然として条件に適合しないことにより専利代 理機構経営異常名簿に掲載された場合には、20点減点する。
					040106	専利代理機構の公示情報 とその市場監督管理部門 又は司法行政部門の登記 情報が一致しない	専利代理管理システム	-20	専利代理機構の公示情報とその市場監督管理部門又は司法行政 部門の登記情報が一致しないことにより専利代理機構経営異常 名簿に掲載された場合には、20点減点する。
					040107	登記された事業場所を通 じて連絡を取ることがで きない	専利代理管理システム	-20	登記された事業場所を通じて連絡を取ることができないことに より専利代理機構経営異常名簿に掲載された場合には、20点減 点する。
					040108	経営異常名簿に掲載され てから満3年が経過した が、依然として関連の義 務を履行しない	専利代理管理システム	-40	経営異常名簿に掲載されてから満3年が経過したが、依然とし て関連の義務を履行しない場合には、直接40点減点する。

05	処罰情報 (減点項目)	0501	行政罰	050101	警告	専利代理管理システム	-30	機構が警告罰を受けた場合には、一度に30点減点する。
				050102	警告及び過料	専利代理管理システム	-40	機構が警告及び過料罰を受けた場合には、一度に40点減点する。
				050103	6～12か月の新たな専利代理業務の請負停止命令	専利代理管理システム	-60	機構が新たな専利代理業務の請負停止命令を受けた場合には、一度に60点減点する。
				050104	開業許可証の取消又は回収・抹消	専利代理管理システム	-100	機構が開業許可証の取消又は回収・抹消罰を受けた場合には、一度に100点減点し、評価序列から抹消する。
	0502	刑事罰	050201	機構又は機構の上級管理職（取締役、監査役、上級管理職）が専利代理に係る違法行為により刑事罰を受ける	専利代理管理システム	-100	機構又は機構の上級管理職（取締役、監査役、上級管理職）が専利代理に係る違法行為により刑事罰を受けたことが発覚した場合には、一度に100点減点し、評価序列から抹消する。	
			0503	その他	050301	履行を拒絶する、行政罰決定の執行を逃れる	専利代理管理システム	-20
	06	業界の懲戒 (減点項目)	0601	業界協会から懲戒を受ける	060101	業界協会から警告を受ける	専利代理管理システム	-15
060102					業界協会が通告・指導を与える	専利代理管理システム	-20	中華全国専利代理師協会から通告・指導懲戒を受けた場合には、一度に20点減点する。
060103					業界協会がその会員資格を取り消す	専利代理管理システム	-30	中華全国専利代理師協会から会員資格の取消懲戒を受けた場合には、一度に30点減点する。

等級基準	
A+級	スコア>100点
A級	90点≤スコア≤100点
B級	80点≤スコア<90点
C級	60点≤スコア<80点
D級	スコア<60点

出所：2023年4月11日付け中国国家知識産権局ウェブサイト
https://www.cnipa.gov.cn/art/2023/4/11/art_527_183534.html?xxgkhide=1